

千葉県特定(産業別)最低賃金が改正されました

千葉県特定最低賃金は、下表のとおり2業種の金額の改正が行われました。(改正発効日：12月25日)

なお、下表に表記以外の業種については、千葉県最低賃金の953円が適用されます。

業種		改正額 (時間額)	改正前 (時間額)	引上額
特定 最低 賃金	鉄鋼業	1,023円	995円	28円
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業	981円	954円	27円

問千葉県労働局労働基準部賃金室 ☎043-221-2328

家庭で省エネに取り組みましょう

寒い冬は、エネルギーの使用が増える季節です。少しの工夫でできる省エネの取り組みを、ぜひご家庭でも取り入れましょう。

冷蔵庫…温度設定を強から中や弱にしたり、エコ運転モードを活用しましょう。

暖房…厚く長いカーテンを使用して、暖房効果を高めましょう。ひざ掛けを使ってウォームビズを実践しましょう。

風呂…家族で間隔を空けずに入浴しましょう。

省エネに関する情報は、
千葉県ホームページで



九十九里地域周遊ドライブスタンプラリー

全12箇所のスタンプスポットを巡るスタンプラリーを、九十九里地域観光連盟がJAF(一般社団法人日本自動車連盟)と連携して開催しています。

スマートフォンで各スポットのデジタルスタンプを集めると、プレゼント企画に応募できます。

実施時期 3月21日(月)まで

問産業課経済班 ☎84-1215



そのお悩み、裁判所の調停で解決しませんか？

民事調停

- ・貸したお金を返してもらいたい
- ・交通事故にあってしまった
- ・お隣の騒音で困っている

家事調停

- ・離婚したいけれど冷静に話し合えない
- ・養育費をもらいたいけれど直接交渉するのは難しい
- ・遺産相続について兄弟姉妹でもめている

などなど…

調停とは、裁判所がお互いの言い分を聞いて、話し合いによって問題の解決を図る手続きです。



▲民事調停はこちら

問千葉県地方裁判所事務局

☎043-333-5238



▲家事調停はこちら

問千葉県家庭裁判所事務局

☎043-333-5303

「消費者ホットライン188」とは？

「消費者ホットライン188」(局番なし)は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

- ・悪質商法等による被害にあった
- ・ある製品を使ってけがをしてしまった
- ・お試し購入のはずが定期購入契約になっていた などの消費者トラブルで困っていませんか？

また、新型コロナウイルスに関連したトラブルや災害に関するトラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。



イヤヤン

消費者庁 消費者ホットライン
188 イメージキャラクター